

## 自筆証書遺言自己診断（設問）

次の文章のうち、当てはまるものにチェック☑を入れて下さい。1問につき10秒考えて分からなければ、三角をつけて先に進んで下さい。

### 1 形式

- (1) 最初から最後まですべて自筆で書かれていますか。
- (2) 日付が「〇年〇月〇日」と正しく記載されていますか。(例：「吉日」は×)
- (3) 遺言者の署名がありますか。
- (4) 遺言者の実印が押してありますか。
- (5) 綴じ目に割印・契印をしていますか。

### 2 内容

- (6) 不動産はすべて登記簿謄本の書き方通りに書かれていますか。また、私道等についても忘れずに記載がなされていますか。
- (7) 銀行口座はすべて金融機関名、支店名、預金の種類、口座番号（ゆうちょ銀行の場合は、金融機関名、記号、番号）で特定されていますか。
- (8) 具体的に（遺言書に直接触れられていない）「その他の財産」が見つかった場合について誰が相続するか書かれていますか。
- (9) 人の氏名は、すべて戸籍謄本を確認してから書いていますか。
- (10) 預貯金を除き、すべての相続財産について具体的な分割方法の指定を行っていますか。
- (11) 遺言書に従った相続の結果、同世代の相続人の中で不動産を共有することになっていますか。
- (12) あなたは、「相続させる」と「遺贈する」の意味の違いを知っていますか。
- (13) 遺言書を作成するに至った経緯や相続財産の分配以外の希望について書いてある箇所については、「付言事項」として明確に他の文章と区別されていますか。
- (14) 夫（妻）が存命中の場合、夫（妻）に先立たれた場合について明示的に書かれていますか。

### 3 保管

- (15) 信頼できる人に遺言書の保管場所を教えてください。
- (16) 自筆証書遺言は家庭裁判所の検認が必要ですが、あなたはその申立に必要が何かご存知ですか。

お疲れ様でした。解説編へどうぞ。

相続のご相談は

**0120-819-674** (0120はい、苦勞なし) **までどうぞ**

東京西法律事務所/アンサーズ会計事務所

わかる相続.com